

治療領収証の取り扱い

施術事故が原因による医療機関の治療費の請求を利用者から受ける場合、診断書と領収証の原本を提出してもらう必要があります。利用者の中には原本の提出を渋る人がいますが、その必要性を説明し理解してもらえるように努めたいものです。

領収証は記載した金額を負担したことを証明するもので、その金額を負担した人のもとなります。病院の窓口などで利用者が支払った治療費であっても、その金額を施術者に請求するのであれば施術者が最終的な金額を負担した人となりますので領収書原本をもらうことに問題はありません。診断書も同様で、原本をもらえないのであれば発行に要した金額（文書料）は払うことはできません。仮に職場に提出するなど、別の理由で診断書が必要なのであれば利用者の自己負担が基本です。

領収証の原本を渡せないと主張する理由には次のものが挙げられます。

① 原本は手元に残しておきたい

治療費をお支払いすることが前提であれば上記の理由から理解してもらいたいものです。本当に払ってもらえるかどうか分からないと疑心暗鬼の利用者の場合は、一旦そのコピーを受け取り、原本提出を治療費の支払条件とする対応でも構いません。

② 確定申告に利用する

領収証の原本を確定申告の際に医療費控除として使用するという主張です。医療費控除はご自身で負担した医療費が対象です。施術事故により治療費を施術者に請求するのであれば申告者が負担した医療費には当たりません。

③ 保険金を請求する

利用者が加入している傷害保険等に保険金請求するのに必要との主張です。1枚の領収証で複数の請求を起こすことはできません。治療費を施術者に請求するのであれば、二重請求にあるため傷害保険等には請求できません。ただし、保険金請求に領収証がいらぬ医療保険等では二重請求にならないとされています。

● 診療明細書も併せて提出いただく。

診療明細書とは医療機関が無料で全患者に発行する診療内容や検査、処方、薬剤などを記した書類です。医療機関で治療費を支払ったとき領収証と一緒に発行されています。領収証と診療明細書が1枚に記載されている場合もあります。

診療明細書は利用者が施術者に治療費を請求する上で必要な治療を受けたことを証明する書類です。整形外科でサポーター等を自費で購入された場合も領収書だけでは内容が分かりませんが、診療明細書に記載されていれば必要な費用であることが確認できます。



利用者の主張や要求に誤りや矛盾がある可能性も否定できません。利用者への必要な説明なども、アドバイスしておりますので対応にお困りの際は本会までご連絡ください。

NOTE POINT

治療費の領収証と診療明細書を一組として受け取ることを心がけましょう

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2F